

2025年1月

おにクル北端部・東端部の利用について

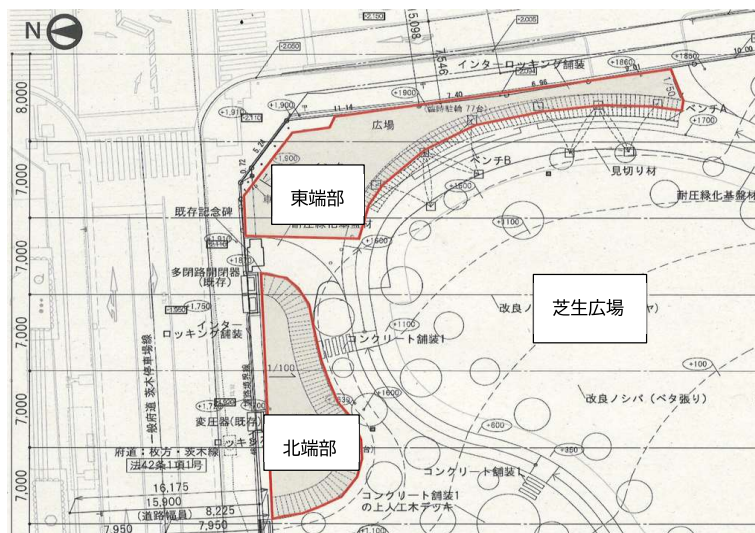
茨木市都市公園条例にもとづき、北端部・東端部が貸出可能です。

なお、道路に面したエリアのため、キッチンカーなどすぐに移動が可能な形態の催事に限ります。

利用申込は利用月3カ月前から申込可能です。芝生広場との一体利用を希望される場合は芝生広場のセット予約でも申込可能です。利用を希望される場合はできる限り利用日14日前までに、おにクルオフィスまでお問合せください。

■対象範囲

北端部面積:145.6㎡、東端部面積:194.9㎡



■利用料金等

種類	単位	期間	金額
物品の販売その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	1日	200円
競技会、展示会、音楽会、集会、その他これに類する催しをする場合	1平方メートル	1日	2円

※面積の計算は1平方メートル未満の端数は1平方メートルを切り上げて計算します。

※貸出時間はおにクル開館日の9:00~22:00となります。時間単位の貸出はありません。

※使用者が入場料等(入場料、参加費、会費、出店料など主催者が金銭を徴収する行為)がある場合は金額が10割増しとなります。

個人:2,000円以上、 営利を目的とした私企業等:1円以上

■その他

利用に際して打合せが必要となる場合がございます。

以上